

小平市在宅医療介護連携推進協議会

在宅療養連携推進マニュアル

(令和4年10月版)

このマニュアルは、介護保険サービスを利用しながら在宅で生活をする高齢者を関係者がよりよく連携し支えていけることを願い作成しました。

小平市内の連携を基本として、連携に役立つ情報シートなども掲載していますので、是非ご活用ください。

目次

I	基本的な多職種連携のエチケット	P 2
II	情報共有を円滑に行うための方法	P 4
III	在宅医療・介護連携に関する相談先	P 8
IV	添付資料	P 13
	(1) 小平市医師会メディカルケアステーション(MCS)運用ポリシー	
	(2) 情報共有シート	
	①ケアマネジャーから医師への連絡票(小平様式1)	
	②ケアマネジャーから医師への連絡票(介護保険利用状況)(小平様式2)	
	③介護保険による軽度者に対する福祉用具貸与に関わる所見について(小平様式3)	
	④介護保険の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関わる ご意見記入の際の留意事項(小平様式3添付資料)	
	⑤介護保険サービス利用者に関する情報提供シート(小平様式4)	
	⑥-1「ケアマネジャーからの地域連携情報シート」送付票	
	⑥-2 ケアマネジャーからの地域連携情報シート(修正版) (北多摩北部医療圏共通様式)	

1 基本的な多職種連携のエチケット

すべての職種のみなさんへ

連携は双方向の情報共有から始まります。よりよい関係構築のために以下のことを心がけましょう。

1. お互いに思いやりをもち、ていねいな対応を心がけましょう

職種により立場、制度、関連する法律、必要な情報が異なります。お互いの専門性や各職種の立場を理解し、ていねいな対応を心がけましょう。

2. お互いに日常的な情報交換を忘れずにしましょう

顔の見える関係から、顔が見えなくても通じる関係につながります。

3. 関係者に連絡するときは、どの程度急ぐ用件か判断して連絡しましょう

それぞれ時間が限られた中で仕事をしています。時間の余裕が心のゆとりをつくります。どの程度急ぐ用件か判断して連絡しましょう。緊急の内容でなければ電話の際は「今お話できますか？」等確認すると良いでしょう。

4. 相手に伝わりやすい言葉を使いましょう

医療職も介護職も、自分の業種以外の専門用語や略語には慣れていません。専門用語や略語を使わず、わかりやすく、ゆっくり、はっきり説明しましょう。

5. 名前はフルネームで伝えましょう

利用者の名前は間違えないようにフルネームで呼びましょう。事業所の担当者についても同姓の方もいますのでフルネームで連絡をとりましょう。

名乗るときは自分の名前と所属をはっきりと伝えましょう。

6. 担当者不在時の体制を整備しておきましょう

緊急時も含め担当者不在時の連絡体制は事業所ごとに整理しておきましょう。急ぐ時の代理での決定方法や、連絡体制を整えておきましょう。

職種別連携のポイント

<医療職の皆さんへ>

普段の仕事で何気なく使っている言葉も専門用語で介護職の方にはわからない言葉があります。

介護職の人と話すときは、相手にとってわかりやすい言葉を使うよう心がけましょう。

<介護職の皆さんへ>

利用者の日常生活に関する情報は膨大ですが、その中から相手に伝えるべき情報と確認すべきことを、相手と話す前に明確化しておきましょう。

<病院の皆さんへ>

病院と自宅では環境が大きく違います。また、介護保険サービスの利用を始める時は事前に準備が必要です。患者が家に帰るときをイメージしながら、地域の関係者と早めに連絡をとりましょう

II 情報共有を円滑に行うために

1 どのような情報を共有すべきか、関係者間で共有しましょう

ケースによって、また、そのときの状況によって、関係者間で共有すべき情報が変わります。関係者間で支援の方向性を共有し、どのような情報をどの職種と共有するかを決めましょう

2. 情報の内容に合う連絡方法を選びましょう。

情報共有の手段には電話やFAX、メール、MCS*などがあり、それぞれ性質が異なります。伝える内容を踏まえ、連絡方法を選びましょう

〈各伝達方法の特徴〉

	長 所	短 所
対面	<ul style="list-style-type: none"> 相手の表情まで見て意見交換・合意形成ができる 双方向性 確実性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 時間や場所が限られる 移動や時間など人的負担がある スケジュール調整の負担がある
電話	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性のある情報を確実に伝えられる 合意形成できる 双方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の業務を妨害する可能性がある 繋がらないことがある 聞き間違いや言った言わないのトラブルがおこる 話した内容を記録する必要がある
FAX メール	<ul style="list-style-type: none"> 記録性が高い 内容を整理して伝えることができる 時間を選ばず送信可能 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性が高い情報には不向き 相手が読んだかすぐに確認できない 誤送信・誤読の可能性がある
MCS	<ul style="list-style-type: none"> 一度に多くの相手に情報を伝えられる メールやFAXと異なり、メンバー個々の既読確認ができる 時と場所を選ばず、情報を伝えられる 	<ul style="list-style-type: none"> デバイスの購入費用や通信料がかかる 操作技量に個人差がある 利用していない事業所がある 緊急時の連絡に不向き（相手が新しい情報をすぐに確認するとは限らない）

*MCS（メディカルケアステーション）とは、全国の医療介護の現場で利用されている完全非公開型SNSです。小平市では情報共有のツールとしてMCSの利用を推奨しています。

メディカルケアステーション(MCS)の利用にあたって

〈メディカルケアステーション(MCS)とは〉

メディカルケアステーション（以下 MCS）とは、全国の医療介護の現場で利用されている完全非公開型 SNS で、特定の利用者の関係者間でグループをつくり、情報共有を行います。複数の方が同じ画面で情報を確認することができます。

〈個人情報の取扱〉

MCS は契約時に行われる情報共有の包括同意の範ちゅうで利用できるとされています。また、MCS 内で情報共有される内容はカルテに準じた扱いとなります。ときに情報開示の対象となります。

〈利用ルール等〉

小平市では医師会が地域として MCS の利用登録を行っています。

利用のルールや注意点は下記のとおりです。小平市医師会メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシーも併せてお読みください

なお、利用方法は MCS のホームページでご確認ください

- MCS の利用の有無は事業者として判断し、利用する場合は、MCS 管理者を設置し運用管理を行ってください。
- MCS を使用する人（MCS ユーザー）一人ごとに登録とインターネットが利用できるパソコンやスマートフォン、タブレットのいずれか 1 台が必要です。
- MCS は有料会員か無料会員かでサービスの内容が異なりますが、無料会員でも情報共有はできます。通信料は別途かかります。
- 利用者について情報共有を始めるにあたっては、利用者の管理を行う事業所（連携元事業所）がその関係者をグループに招待する必要があります。
小平市では、医師または訪問看護師またはケアマネジャーが連携元事業所となって関係者を招待することになっています。
- MCS での情報共有を始めるときに利用開始時に連携元事業所の担当者がその旨を利用者に伝えてください。
- 1 利用者につき 1 つのグループで情報共有しましょう。MCS を利用して、関係者の誰と、どのような情報を共有するのかを確認しておくことも大切です。
- MCS は主に医療と介護の関係者間の情報共有に使われていますが、サービス利用者本人や家族と医療介護関係者との情報共有に使われることもあります。
サービス利用者本人や家族との MCS 上での情報共有は、関係者間だけの情報共有とは違う注意が必要です。利用する場合は、支援者内で合意をとった上で十分配慮しながら利用してください。
- MCS で情報共有をしている利用者の担当からはずれた時には、MCS ユーザー自身が該当する患者グループから、すみやかにメンバーの「解除」を行ってください。
- グループへのユーザーの登録等を行っている担当者が連携元事業者内で交代した場

合は、患者グループのアカウントを引き継ぎ同じアカウントで情報共有を続けることができますが、関係者をグループに招待していたケアマネジャーが交代になり他の事業所のケアマネジャーが引き継ぐなど連携元事業所が変わる場合は、それまでのアカウントは使用できなくなります。

情報共有シートについて

円滑な情報共有を目指し、情報共有シートを作成しました。このマニュアルの最後にそれぞれの様式を掲載しています。ご利用ください。

＜ケアマネジャーから医師への連絡票＞（小平様式1）

いくつかの用件を主治医に伝えたいときのフェイスシートとして利用できます。

＜ケアマネジャーから医師への連絡票（介護保険利用状況）＞

（小平様式2）

ケアマネジャーが介護保険の認定情報などを主治医に連絡するときのシートとして利用できます。

ケアマネジャーの連絡先その他、サービス利用状況等を主治医へ伝えるときに利用できます。

＜介護保険による軽度者に対する福祉用具貸与に関わる所見について＞

（小平様式3）

要介護1、要支援1、2の人が原則として給付が認められていない福祉用具を利用するときに、医師の判断を確認するための書式です。主治医に対して軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に説明が必要な場合は、「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について」（小平様式3添付資料）を添付しましょう。

なお、書面で確認する場合は、文書料が発生することがあります。（この書式を利用しても無料にはなりません）

医師への確認は、電話や面談でも認められていますので、状況に合わせて確認方法を選択してください。

＜介護保険サービス利用者に関する情報提供シート＞（小平様式4）

主治医にサービス利用者の最近の様子を報告するための書式です。更新時、区分変更などのときにご利用ください。

＜ケアマネジャーからの地域連携情報シート（修正版）について＞

（北多摩北部医療圏共通様式）

入院時にケアマネジャーから病院への情報提供を円滑に行うための書式で、北多摩北部医療圏の共通シートです。

小平市役所のホームページにも本情報シート（入力用・手書き用）を掲載しています。

介護保険サービスのケアプランやアセスメントシートなどを添付する、入院の日から一定期間内に情報提供を行うなどの条件を満たすと入院時連携情報加算の対象となります。

＜情報共有のためのシートの使い方の例＞

状況	利用シート
サービス担当者会議における医師の意見を求めたいとき	小平様式1
医師に自分が患者のケアマネジャーであることを伝えたいとき	小平様式2
医師に家庭での状況を報告しながら、医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ等）の利用を相談したいとき	小平様式1、4
軽度者の福祉用具の利用について、医師に書面で意見を求めたいとき	小平様式3
介護保険認定更新時、または区分変更時の医師への情報提供	小平様式4
入院時の病院への情報提供	北多摩北部 医療圏 共通様式
認知症の進行が心配されることから、医師に状態を報告したいとき	小平様式4
介護保険サービス利用を開始するにあたり、福祉用具（軽度者の例外給付）や訪問看護の導入、サービス担当者会議への意見などの複数の用件を連絡したいとき	小平様式 1、2、3、4

※記載は一例です。

必要な情報が適切に提供できるよう、随時シートを活用してください。

Ⅲ 在宅医療・介護連携に関する相談先

<小平市在宅療養後方支援病院について>

小平市の介護保険サービスの対象者の在宅生活ができるだけ継続できるよう、市と協定を結び、ベッドに空きがある場合に一時的に入院対象者を受け入れる病院のことを小平市在宅療養後方支援病院、入院対象者が利用する病床のことを後方支援病床といいます。

この仕組みは入院時における調整方法等を明確にすることで入退院が円滑に行われ、市内の病院と地域の連携が推進されることを目的としています。

利用の条件等は以下のとおりです。

1 小平市後方支援病院

連絡先、後方支援病床利用時の条件等は10、11ページの「後方支援病床利用の相談受付先、条件等」をご覧ください。

病院名	住所
社会福祉法人黎明会 南台病院	小川町1-485
一般財団法人多摩緑成会 緑成会病院	小川西町2-35-1
医療法人社団青葉会 一橋病院	学園西町1-2-25
社会福祉法人多摩済生医療団 多摩済生病院	美園町3-11-1

2 利用対象者

下記の3つの項目を満たす方を対象とします。

- ・介護保険サービスの利用者または利用を予定している方で、地域包括支援センターまたは担当するケアマネジャーが入退院時の調整に関われること
- ・容態が悪化し、急性期病院への入院は必要がないが家族の不安等により家での療養継続が困難、又は、患者を介護する家族等の休養が必要な場合
- ・主治医が入院を必要と認めていること

3 入院期間

14日以内

ただし、病院が治療上必要と認めた場合は、期間を延長することができます。

4 利用手順

- (1) 主治医又は主治医の指示を受けたケアマネジャーが、病院の指定連絡先に電話にて後方支援病床の利用について相談をしてください。
- (2) 後方支援病床利用の可能性があるときは、主治医又はケアマネジャーが診療情報提供書、入院時地域連携情報シート（北多摩北部医療圏共通様式）を病院に送付してください。ケアマネジャーからの地域連携情報シート（修正版）（北多摩北部医療圏共通様式）は添付資料にあります。
- (3) 病院は送付を受けた情報等を基に入院可否の仮決定を行い、主治医又はケアマネジャーに連絡します。
- (4) 病院は入院前の診察において、入院可否の決定を行います。

*主治医、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員の方へ

後方支援病床の利用を希望する際は、事前に小平市在宅医療介護連携調整窓口にご連絡ください。

今後の小平市内における高齢者に関する療養環境整備のためにご協力をお願いします。

5 病院への移動

利用者の家族や在宅における支援者の方で行ってください。

6 入院費用

通常の保険診療の自己負担割合分のほか、差額ベッド代やおむつ代等の負担があります。入院前にご確認ください。

難病の医療券等ある場合は病院の相談窓口にお伝えください。

7 その他

- (1) 入院時の条件については、原則として、病院の指示に従ってください。
- (2) 退院後の処遇については、家族又は在宅における支援者が責任を持って対応してください。病院の助言等を参考に、自宅への退院等の準備をしてください。

8 問合せ先

小平市在宅医療介護連携調整窓口（小平市高齢者支援課保健・医療・介護連携担当）

TEL：042-346-9847 FAX：042-346-9498

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時

◆ 後方支援病床利用の相談受付先、条件等

《南台病院》

担当部署	地域医療連携室		
電話番号	042-341-7111	FAX	042-341-6471
相談受付時間	平日・土曜・日曜・祝日	時間	9:00 ~ 16:00
診療科目	内科 ・ 循環器内科 ・ 消化器内科		
入院にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時にはご家族の方の付き添いをお願いします ・入院時は保険証類（医療・介護）、印鑑、保証金（50,000円）、服薬中の薬を持参してください ・寝衣、タオル類、オムツはリースもありますので、お問い合わせください。 		
当日の入院を希望する場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・病院到着時間 16時 00分まで ・診療情報提供書の送付時間 15時 00分まで ・入院時地域情報連携シートの送付時間 15時 00分まで <p>（その他）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>		

《緑成会病院》

担当部署	地域医療連携室		
電話番号	042-341-3011	FAX	042-345-1392
相談受付	平日・土曜・日曜・祝日	時間	9:00 ~ 16:00
診療科目	内科、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経内科		
入院にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証、印鑑をお持ちください。 ・普段服用中の薬を全て持参してください。 		
当日の入院を希望する場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・病院到着時間 11時 00分まで ・診療情報提供書の送付時間 17時 00分まで ・入院時地域情報連携シートの送付時間 17時 00分まで <p>（その他）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>日曜日、祝日の対応は不可</p>		

《一橋病院》

担当部署	入退院サポートセンター		
電話番号	042-343-1311	FAX	042-347-3307
相談受付	平日・土曜・日曜・祝日	時間	平日 9:00 ~ 17:00 土曜 9:00 ~ 13:00
診療科目	内科・外科・整形外科・形成外科・泌尿器科		
入院にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入院当日は、保険証類、印鑑、保証金（50,000 円）、お薬手帳、服薬中の薬を全て持参してください。 ・基本、寝衣・オムツは病院の提供するアメニティーを使用させていただきます ・病状により部屋を決めさせていただくので、希望どおりでないこともあります 		
当日の入院を希望する場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・病院到着時間 11時 00分まで ・診療情報提供書の送付時間 10時 00分まで ・入院時地域情報連携シートの送付時間 17時 00分まで（可能であれば） <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能であれば、診療情報提供書は事前に FAX をお願いします。 ・ご家族の方の付き添いをお願いします。 		

《多摩済生病院》

担当部署	医療相談室		
電話番号	042-341-1611	FAX	042-347-5305（直通）
相談受付	平日・土曜・日曜・祝日	時間	9:00 ~ 16:00
診療科目	内科・外科・整形外科・精神科		
入院にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族（後見人）の付き添いは必須となります ・入院当日は、各種保険証・印鑑をお持ちください ・徘徊、声だし、暴力などが認められる方は応相談となります 		
当日の入院を希望する場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・病院到着時間 16時 00分まで ・診療情報提供書の送付時間 15時 00分まで ・入院時地域情報連携シートの送付時間 15時 00分まで <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、祝日の対応は出来ません 		

＜地域包括支援センター＞

主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が連携し、地域の高齢者の様々な相談に応じています。

ケアマネジャーへの支援や助言を行うほか、主治医や介護サービス事業者などの地域の関係機関と連絡を取り合い、関係者間のネットワークを構築します。

地域包括支援センター名称	電話番号	担当地域
けやきの郷	042-349-2321	栄町1～3丁目、中島町、小川町1丁目 たかの台、津田町1丁目、上水新町1～3丁目、 上水本町1丁目
小川ホーム	042-347-6033	小川西町1～5丁目、小川東町1～5丁目 津田町2～3丁目、学園西町1～3丁目 上水本町2～6丁目
中央センター（基幹型）	042-345-0691	小川東町、小川町2丁目、学園東町1丁目
多摩済生ケアセンター	042-349-2123	美園町1～3丁目、大沼町1～7丁目、仲町 学園東町、学園東町2～3丁目、喜平町1～3丁目 上水南町1～4丁目
小平健成苑	042-451-8813	花小金井1～8丁目、天神町1～4丁目 鈴木町1～2丁目、花小金井南町1～3丁目 回田町、御幸町

＜小平市在宅医療介護連携調整窓口＞

在宅療養の連携を図るため、近隣医療機関、近隣の支援・協力病院、介護事業所等の情報提供や紹介を行います。

関係者からの相談のみを受け付けています。

【連絡先】

小平市高齢者支援課保健・医療・介護連携担当

TEL：042-346-9847 FAX：042-346-9498

受付時間：平日午前8時30分～午後5時

*医療や介護に関する市民からの相談は、地域包括支援センターで受け付けています。

添付資料

次ページ以降に以下の順番で掲載しています。

- (1) 小平市医師会メディカルケアステーション(MCS)運用ポリシー
- (2) 情報共有シート
 - ①ケアマネジャーから医師への連絡票（小平様式1）
 - ②ケアマネジャーから医師への連絡票（介護保険利用状況）（小平様式2）
 - ③介護保険による軽度者に対する福祉用具貸与に関わる所見について（小平様式3）
 - ④介護保険の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関わる
ご意見記入の際の留意事項（小平様式3添付資料）
 - ⑤介護保険サービス利用者に関する情報提供シート（小平様式4）
 - ⑥-1 ケアマネジャーからの地域連携情報シート」送付票
 - ⑥-2 ケアマネジャーからの地域連携情報シート（修正版）
（北多摩北部医療圏共通様式）